



平成21年 5月 26日

各 位

会社名 株式会社 リケン
代表者名 取締役社長 小泉年永
(コード番号: 6462 東証第1部)
問合せ先 常務取締役 経営企画部長
高木健一郎
(TEL 03 - 3230 - 3911)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月26日開催の取締役会において、平成21年6月24日開催予定の第85回定時株主総会に、下記の通り、「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式が一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券電子化」)に対応し、株券を前提とした規定の削除、条数の繰り上げならびにその他所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿に係る経過的な措置を定めるため、附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月24日(水)
定款変更の効力発生日	平成21年6月24日(水)

以 上

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> <u>当社は前条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第9条 (条文省略)</u></p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。</u> 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条 当社の株券の種類ならびに株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第13条 ? (条文省略)</p> <p>第40条</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)</u>を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条 ? (現行どおり)</p> <p>第39条</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>